

平成29年6月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成29年6月7日

場 所 六戸町役場2階小会議室

六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階小会議室
- 2 開会日時 平成29年6月7日(水)午後3時00分
- 3 閉会日時 平成29年6月7日(水)午後3時45分
- 4 出席委員(14名)

| | |
|-------------|--------------|
| 1番 古里厚子 委員 | 2番 金沢幸弘 委員 |
| 3番 小野寺邦男 委員 | 4番 田中誠 委員 |
| 6番 四木俊一 委員 | 7番 久田伸一 委員 |
| 8番 木村喜和 委員 | 9番 吉田勝 委員 |
| 10番 三浦英雄 委員 | 11番 山内松次郎 委員 |
| 12番 新山秀男 委員 | 13番 斎藤正 委員 |
| 14番 渡辺耕一 委員 | 15番 金淵盛一 委員 |
- 5 欠席委員(1名)

| |
|-----------|
| 5番 高館孝 委員 |
|-----------|
- 6 会議に付した案件
町議案
報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第8号 農地の転用事実に関する照会について
議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第7号 六戸町農用地利用集積計画(案)について
議案第8号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
議案第9号 六戸町農業委員会事務の実施状況等の公表について
県議案
議案第1号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 7 会議録署名委員
12番 新山秀男 委員 14番 渡辺耕一 委員
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員
事務局長 高橋宏典 事務局次長 佐藤一也
事務局主事 川村徹朗
- 9 書 記
事務局主事 川村徹朗

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより平成29年5月29日告示招集いたしました平成29年6月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、高橋局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、平成29年5月29日告示招集されました平成29年6月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、5番 高館 孝委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

12番 新山 秀男委員、14番 渡辺 耕一委員を指名します。

参与には佐藤事務局次長以下各職員、書記には川村主事を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

- 議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、町議案第6号で、私が該当しますので議案審議前に退席することになります。
また、町議案第8号で、1番 古里 厚子委員と、13番 斉藤 正委員が該当しますので議案審議前に退席することになります。
なお、議案第6号については古里職務代理者が議長として会議の進行を行います。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第7号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

- 事務局長 報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

- 議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

- 議 長 意見がないようですから、報告第7号を報告済みといたします。

次に報告第8号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

- 事務局長 報告第8号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。
（説明省略）

- 議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第8号を報告済みといたします。

次に、議案第6号を上程する前に、私が該当しますので会議規則第11条に抵触しますので、退席し職務代理者が議長を務めます。

(金淵会長退室)

職務代理者 議案第6号については、私が議長を務めますので宜しくお願いします。
それでは議案第6号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第6号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。

農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

(説明省略)

職務代理者 事務局から説明が終わりました。
それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。

4番 現地調査は、事務局1名・委員3名で行いました。
田中委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。
以上報告致します。

職務代理者 事務局及び代表委員による説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

職務代理者 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第6号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

職務代理者 ご異議なしと認めます。
よって議案第6号は承認することに決定いたしました。
議案第6号の審議が終了しましたので、金淵会長の入室を求めます。
(金淵会長入室)
金淵会長へ議長を交代します。

議長 つづいて、議案第7号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第7号「六戸町農用地利用集積計画(案)について」ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画
(案)を別紙のとおり作成したもので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよ
う要請することの承認を求めるものであります。
(説明省略)

議長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第7号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第7号は要請することに決定いたしました。

次に、議案第8号を上程する前に、1番 古里 厚子委員・13番 斉藤 正委員が会議
規則第11号に抵触しますので、退席を求めます。
(古里委員・斉藤委員退席)

それでは、議案第8号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第8号「農地利用状況調査に伴う非農地の承認について」ご説明いたします。
農地法第30条第1項の規定に基づく農地利用状況調査において荒廃農地と判断された土地について、非農地の承認を求めるものであります。
(説明省略)

議長 事務局からの説明が終わりました。

事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
それでは議案第8号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認めます。
よって議案第8号は承認することに決定いたしました。
議案第8号の審議が終了しましたので、1番 古里 厚子委員・13番 斉藤 正委員
の入室を求めます。
(古里委員・斉藤委員入室)

それでは、議案第9号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第9号「六戸町農業委員会事務の実施状況等の公表について」ご説明いたします。
六戸町農業委員会事務の実施状況等の公表について、別紙のとおり決定し公表するので承認を求めるものであります。
(説明省略)

議長 事務局からの説明が終わりました。

事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
それでは議案第9号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第9号は承認することに決定いたしました。

つづいて、県議案第1号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 県議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」
ご説明いたします。
農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。

事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

11番 場所はどこですか。
山内委員

次 長 上吉田から長谷に行く道路のY字通路から200メートル程、進んだ所です。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより県議案第1号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって県議案第1号は許可相当とすることに決定いたしました。
以上をもちまして、六戸町農業委員会6月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会 午後3時45分 】